

第18回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成26年8月29日(金)

18時30分～20時35分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員18人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，木村委員，小松委員，阿部委員，千原委員，青田委員，長谷委員，数又委員，野村委員，加藤委員，横山委員，水戸委員，小原委員，小林委員，武田委員，
(欠席：亀井委員)

(2) 事務局6人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，横川課長，加藤課長，小林係長，堀田主査

2 配付資料（当日配付）

- (1) 提言に向けて整理等が必要な事項（第17回検討委員会終了時）
- (2) 各委員からの提言書に関する考え方や意見について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【委員長】 <開会宣言>

本日は，春に岡山大学に移られました大江副委員長が出席しておりますので，一言お願いします。

【副委員長】 提言書のたたき台や会議録を読ませて頂き，相変わらず皆さんが熱心に取り組んでおられる情景を浮かべておりました。

子どもの権利について研究をしてきた者としての個人的な感想ですが，もう次回で終わりとなっており，時間的な締切の問題もあるので，あまりこういうことを言っても仕方が無いかもしれないが，具体的な各論の提案が少し弱いと思った。前にも話したかもしれないが，函館市の自治基本条例を作る際に，私はその時も今回と同じように，条例策定検討委員会の副委員長であったが，その時と比べてこの会議は一段階弱い。自治基本条例の際には，条文まで我々が作った。市役所内に庁内プロジェクトチームがあったので，市役所のメンバーと最後の3分の1ぐらいは，一緒になって逐条的に作った。しかし結果としては，逐条的に作った条文，特に強調して作った函館オリジナルの条文が，議会でかなりのレベルで削られた。何を言いたいのかというと，逐条レベルで作ったものでさえも，議会へ持って行くと，かなり変えられてしまう。今回は，逐条ではなく提言のレベルなので，我々の思い，いろんな複数の思いだと思うが，どこまで議会に伝わり，それがどう実現化していくのか，かなり不透明である。私の経験から言うと，理念は大事であるが，理念だけで満足してしまうと，どうなるかはわからない。

したがって，我々が2年間やってきた爪痕を残すという意味でも，なかなか共通の具体の話とはならないかもしれないが，何かこれだけは，思い

として残してほしいというものを、一つ二つではなく、片手ぐらい具体の何かを提案していくことが、爪痕を残したいのであれば大事ではないか。もちろん、議論することに意味があって、いろんな事柄についての思いをさらに深めて、持ち帰って、それだけですごく意義があったというのであれば良いが。くどいが、経験した立場から言うと、何らかの爪痕を残すのであれば、何を残すのかということに焦点化していった方が良い。あまり文章を手直ししても、非常に身も蓋もなく言ってしまえば、変わってしまう可能性があります。この辺は、皆さんの選択ですから、これ以上、私がどうこう言うことはないが、私がやってきた感想から言うと、そんな印象があります。

2 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。本日もお忙しい中、ご出席下さいましてありがとうございます。ございます。

皆様方から前回の検討委員会において、たくさんの要望やご意見を頂いておりますが、今回もそれを議論の材料として、皆さんと共に協議して、このたたき台をどのように発展させていくかということに、お話が出て来ればと思っております。

2年間かけて、ずっといろんな話をしてきました。もっと早くたたき台を出せば良かったと思うが、一方で様々なご意見があったものですから、出尽くした中で、たたき台ということで、皆さんのご意見をまとめるという作業に入ってしまったというところでもあります。

いずれにいたしましても、たたき台ですから、それを基にご指導を頂いて、皆さんが思っているところの函館の子どもにとって大切な環境作り、あるいは子どもの育ちというものを追求して、合意に達することができればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 第17回会議録について

【事務局】 第17回会議録につきましてご説明いたします。8月22日（金）に委員の皆様へ発送いたしておりますが、訂正がありましたので、改めまして本日、訂正後のものを配付させて頂いております。訂正箇所につきましては、P15の野村委員のご発言の下から9行目の「もう一つ」以下の段落の部分を訂正いたしておりますので、よろしく願いいたします。

この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめておりますが、さらに訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思っております。

また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては9月中旬頃を予定しております。以上でございます。

【委員長】 事務局から、第17回会議録の説明がありました。何かご質問やご意見はありますか。

私のところで訂正がありますので、後でお伝えします。

それでは、議事に入りたいと思います。

4 議事

【委員長】 議事の（1）の配付資料の説明ですが、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 それでは、机上配付しております「提言に向けて整理等が必要な事項（第17回検討委員会終了時）」につきまして、説明をいたします。

この資料につきましては、本日も含めまして議論する中で、論点等をまとめた方が議論しやすいと思ひまして、大雑把ですが、取りまとめたものでございます。

P1をご覧ください。「事務局への質問等」でございます。前回の検討委員会で、委員の皆様方から頂きました質問等に対する市としての考え方をまとめたものでございます。

P2とP3につきましては、検討委員会におきまして、論点が分かれている項目につきまして、それぞれの意見をまとめたものでございます。

P4につきましては、前回の検討委員会で頂きました主な意見と、参考として、「子どもの最善の利益」という言葉を条例に入れるのであれば、注釈等が必要とのことございましたので、案ということで、事務局として示させて頂きました。これも含めて、議論して頂ければと思っております。

なお本日ですが、森越委員、野村委員、加藤委員、小林委員、武田委員の方から、それぞれ提言に向けた資料が提出されております。机上配付しておりますが、資料の説明等も含めまして、全体協議の中で、ご発言して頂ければと思っております。以上でございます。

【委員長】 事務局から配付資料についての説明がありました。何かご質問やご意見はありますか。ないようですので、続きまして議事（2）の全体協議について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 全体協議による提言書の取りまとめにつきましては、本日と10月31日開催予定の第19回検討委員会の残り2回となっております。

本日ににつきましては、前回配付をいたしました「提言のたたき台」と、本日の配付資料等を基に、この後、20時頃まで皆様で全体協議をお願いしたいと思います。可能であれば、今回の協議の中で、提言書の完成版のイメージができるまでになればと考えております。それを10月の最後の検討委員会の中で、最終的な調整を行ひまして、完成できればと考えております。

事務局といたしましては、このような考え方でございますので、よろしく
お願いいたします。

【委員長】 全体協議に入りますが、森越委員からかなり詳細に、ご意見を頂きました
ので、森越委員の方から口火を切って頂きたいと思えます。

【森越委員】 この意見書は、3分の1しか完成していない。加藤委員の方から基本的な
提案がなされているので、その所について、結論をどうするのかということ
よりも、議論が必要ではないか。それから、今日は成案に近いものまで
にして、次回で終わるとというのが事務局の考えである。先程、部長からもう少
し早くたたき台を出しておけば良かったとの発言があったが、私も本当にそ
う思っている。意見書の「はじめに」にも書いたが、たたき台が前回提出さ
れ、ほとんど時間がない状況で議論した。そして今回、皆さんから色々な資
料が出されたが、それでもって、だいたいまとめて、次回で終わりでは、ち
よっときついのではないか。9月は議会があるので、2か月間空いてしま
うが、この間我々は何もしないのか。そのようなことから、このテンポで大
丈夫なのか心配である。もちろん事務局の方で、提言日等を考えた上で、逆
算してこういう日程にしたと思うが、私としては、市民の声をきちんと聞いて、
提言をまとめるという意味では少し急ぎすぎであると思う。今まで十分に議
論をさせて頂いたが、まとめた後に具体的にどう提言するのかということに
ついては、3回では難しいのではないかと思う。

私の意見の基本は、加藤委員から出されている権利の問題、あるいは事務
局の方でまとめた2つの意見の所に帰着するので、加藤委員のものを、最初
にやっていただいた方が良いと思う。私の意見書は、字句修正も含めてある
ので、私からやるというのは、あまり合理的ではないと思う。

それから、今日配付した障害者の人権のシンポジウムが、日弁連の人権擁
護大会として函館で行われる。何故、障害者の人権をテーマにしたかとい
うと、昨年、「障害者の権利に関する条約」に日本が批准した。それに向けて
国内法の体制を整えていくということである。この中で謳われていることは、
今まで障害者というのは社会から隔離されたあるいはようやく社会に出て来
たがやはり、健常者が障害者を擁護する、守る、助けるという存在だった。
障害者は、障害を持った弱い人間なので、健常者が制度を作り、助けてい
かなければならない存在であるという考え方がベースにあった。ところが「障
害者の権利に関する条約」が、基本的な考え方を変えた。「社会が変わりな
さい。」、「障害者は社会にきちんと存在している構成員である。」とい
うふうな。障害者の人権は守られて当然だし、障害者の人権を健常者でな
く、障害者自ら発して、それを制度化していく。障害者は社会の構成員で
自らその権利を具体的に社会に発して、社会の方が変わらなくてはなら
ない。今まで障害者を見ていた目を、我々自身を変えなくてははいけな
い。それがこの条約の基本的な理念である。

この条約と「子どもの権利条約」が本当にマッチしている。今まで子どもは大人社会において保護の対象とされていた。養護の対象とされていた。しかし違う。子どもは社会の構成員である。子どもは意見を発することができる。大人が選挙権を行使するのと同じように、子どもは自分の意見を述べることができる。そういう姿勢というのは、大人がだんだん自然保護を推進してきているということに関係していると思う。今まで我々人類は、自然を都合良く直して、改造して人間社会の中に取り込んできた。結果として、自然を破壊してきた。そしてようやく、我々は地球の中において、自然と一緒に生きているということが、ようやく哲学として、徐々に人間社会の中に取り込められてきた。

私は、加藤委員が言われようとしている、「子どもは大人と同じ社会の構成員であるとともに権利がある。」、「子どもにきちんと意見を言わせる機会を大人社会が仕組みとして作っていかないといけない。」などは、障害者の権利に関する条約の中で発している哲学と同じだと感じている。

【加藤委員】 次回、他の用務があり出席できない。たたき台の全体を読み切って、何か言おうにも、今日は多くの意見が出ると思ったので、メモの水準であるが読んだ感想のようなものを書いております。まず、日本で1番、1番が私は好きであるが、「日本で1番、子どもたちが主人公の街にしたい。それが函館の特色である。」というような中身にしたい。ここで出された提言とか、市議会で制定される条例について、全国から学びたいと来るようなものができたら良いと思っております。ただ、「文章ができました。」というだけでないものになれば良いと思っております。最も目玉というか、爪痕になるかわからないが、「子どもの権利が本当に大切にされる。」ということ、明記したいと思っております。会議録を読むと、市長の公約に最初載っていたが、削られたとあったが、私はここをしっかりと明記することによって、この条例が生きてくると思っております。「大人たちがつくる街の、大人たちのルールの中で育つのではなく、文字通り子どもたちが主人公の街にしたい。」と思っております。子どもたちが主人公とは何かというと、「子どもたちが主体的に権利を持つことを大人たちが認識すること。」であると思います。今は、子どもに権利があるということが決定的に足りないと思っております。今から16年前、私が市内で中学校教諭をしていた時に、職員室の中で、「子どもに、あいつらに人権なんか無い。」と言った先生がいて、非常にショックを受けて、それ以来、子どもにとっての権利に対する認識がすごく大事であると思っております。今回の提言の中で、人権という言葉がたくさん出ているが、人権ではなくて、「子どもの権利」という言葉をあえて使ってほしい。「人権だと子どもも含まれるが大人もお年寄りもとなり薄まってしまう。」また、「権利がぶつかり合った時にどのようにジャッジするのか。」わからない。例え話であるが、函館市内の公園では、ボールで遊んではいけない所がほとんどである。近所の人々がボールが飛んできて嫌だとか、うるさ

いとか、そういうことだと思いますが、子どもの権利の側をもっと大切にす
るような街になれば良いということで、「子どもの権利を優先したい。」と
思います。そもそも人権の中でも、子どもの権利に焦点を当てる、子どもに
焦点を当てるということが、「子ども条例」だと思うので、是非、人権と言
わないで、「子どもの権利」という言葉を使ってほしい。条例の名前につい
ても「子どもの権利条例」のように、「子どもの権利」を入れてほしい。2
年間議論してきたので、ここに反対があるということは重々承知しておりま
すし、提言の中でも丁寧に書かれておりますが、加藤進個人としては、「子
どもの権利」という言葉が明記されないと足りない、さらっと流れてしまう
という印象を持っております。

【5】と【6】は個別の所である。【5】の「いじめ・自己肯定感」の問
題についてであるが、まず第1に子ども自身が「自分には安心して、自信を
もって、自由に生きる権利がある。」と、第1に子ども自身が自分の権利を
自覚することが大事であると思っております。以前、CAPについて少しだ
けお芝居をさせて頂きましたが、子ども自身がまず第1に、自分には権利が
あるということを知覚することが大事だと思っております。第2には、「そ
の権利は自分だけではなく、他のみんなも持っている。」ということを知る
ことである。これは、2次的に必要であるが、これでいじめ等を防ぐこと
になるし、自分には権利があるということが、自己肯定感にも繋がっていく
ことにもなると考えていて、CAPという予防教育は非常に有効であると思
っております。

【6】のデジタルデバイスの利用についてですが、私自身はIT企業の代
表をしている委員であって、子育てもしておりますが、子どもに対しては、
デジタルデバイスは与えないということをしている。コンピュータについて
も、DVDやインターネットなどを一切与えていない。それは、タバコや酒
を与えないのと同じである。ただ、法律になっていないというだけで、非常
に危険であると私自身思っております。ほぼ毎日のように新聞に出てくる
のは、ネットで知り合った人との関係で、性的被害があることが非常に多い。
函館市でもネットパトロールとかをやっているが、入り込めない世界とい
うことでは非常に危険である。したがって、「使い方や時間を考えましょう。」
ということではなく、タバコ並の「重大な事件につながる可能性を持ってい
ますよ。」のような警告が必要だと思います。

最後に、「権利」という言葉を入れたくないという市議会の議員がいると
いう噂を聞いているが、会社の経営者も嫌う。労働者が権利を主張するこ
とを。同じように権利という言葉が嫌うということは、そういうことではな
いかと思います。私は子どもたちの権利をしっかり主張すべきであると言っ
ております。いわゆるブラック企業の問題もあるが、ブラック企業は労働者の
権利を認めない。「おまえたちに権利はない。代わりはいくらでもいる。」
と。ホワイト企業は労働者の権利を認めるとともに、権利があることをしっ
かりと労働者に伝える。私は会社の経営者として思うことは、労働者が自由

に発言をし、この会社をよくするために、風通しの良い会社を作ることはずごく大切に、労働者の権利をしっかりと守っていくことは、経営者にとっても大切だということからも、子どもには権利があって、それを大切にするという街が、子どもが主人公の街になるものと思っております。

【副委員長】 加藤委員と年代が同じなので、どうして加藤委員がこういう主張をするのか重々分かっているつもりですが、これは結構大きい問題であり、権利の本質の問題でもあるので、いじめるわけではなく、単純な質問なんですが、加藤委員の中で、権利論をずっと言って、子どもは自由にあるべきだとか、自己決定を重く見られておりますね。しかし、実際にインターネットとか携帯に関してだけは、健全育成派であります。そこがやはり大事なところで、我々は知らないうちに自分の考えを都合の良いように、子どもはこうあるべきだとか、子どもはこうあるに違いないとか、そういうふうに思っている可能性もあって、そこを加藤委員はどのように理解してやっておりますか。現実問題として、3歳とか5歳は無理かもしれないが、中学生ともなったらある種の決定的な自由を語るのであれば、滅びようと何しようとなんのおまえの勝手だ。携帯でどんなに地獄に落ちようが、それはおまえの自由だ。まさに自由だ。自由の本質というのは、かなり自己決定を持っていて、地獄に落ちる自由もあるので。もちろん現実から言ったらそんなわけにもいかないということは重々分かった上で、理論的に現実的な問題としては、それをどういうふうにお考えなのか。

【加藤委員】 だろだろしている所である。それは、私の中の矛盾です。なので例えば、年齢が高くなればなる程、簡単にいうと、1歳、2歳の子どもにテレビをなるべく見せないようにしましょうとかいう小児科学会の提言とかが出ておりますけれど、1歳、2歳の子どもにとっては、その環境を作っているのは親であったり、親が見ているテレビで子どもたちは、それをずっと見てしまうということなどから、何というか、そこについては矛盾があります。うちの子どももテレビを見たい、ゲームもしたいが、それは親の権限として駄目ということをやっているの、そこについては矛盾があります。だから何でも好きなようにということではなく、親の権限で駄目という所はあります。

【千原委員】 ずっとこの議論を聞いていたり、参加したりしている中で、どうしても私自身が腑に落ちないというか、納得できないことがある。それは何かと言いますと、人類というものがずっと行ってきた、不変的に行ってきた教育ということなんですよね。子どもを教育してきたのです。ずっと。学校というシステムとかでなく、例えば親が子を教育するという根源的なものである。人類というものは、必ず子どもというものに対して、親が教育してきたものです。たぶん間違いのない事実だと思います。であるということは、子どもというのは教育される立場だと思います。その際に、親の宗教観ですとか、親

の考え方だとか、社会のルールだとか、そういったものを教えてきたんだと思います。そういった人類の営みというものを、否定されてはないと思うが、議論の中で否定ではないけれど、何か腑に落ちない私としては、何か抜け落ちているような気がする。だから拘ってしまう。私は職業上、教育というシステムの中に入って、ずっと誇りを持ってやってきましたし、あるいはそういった仲間、あるいは子ども条例を読むであろう学校の先生方が、そういう思いをしないかというような、私のどうしても納得できない所なんです。

【森越委員】 子どもは未成熟で教えていかななくてはならないこともあるし、それから保護しなくてはならないこともある。いわゆる健全に育て、社会を担っていく存在になっていかななくてはならない。これは否定のしようがない。おっしゃったとおり、人類が営々と営んできて、極端なことをいうと、ライオンが崖からというのと同じレベルで、大人が子どもを育てるということの懸命さ、それはどんな動物であっても不変的なものであって当然なんです。それは人類がずっと営々と築き上げてきて、それが国際的な約束事になったり、あるいは国の約束事になったり、それが教育基本法だとか、学校教育法だとかいろいろんな形で現れてきている。

問題はそこまでだったら、子どもの権利条約なんかいない。何故かそれはずっと子どもを守る、保護する、教育する、健全に育成するということは、ずっと人類が掲げてきたことであり、約束事として国際的にも国内的にも行われてきたことなんです。何故それなのに、新しく子どもの権利条約というものができて、それを受けて工藤市長が「函館市に子どもの権利条例が必要だ。」最初に言って、その後逸れていったが、それは何回も繰り返しているが、子どもは単なる健全育成の対象だけではない。それは不可欠であるけれどもそれだけではない。子どもは社会の構成員であって、先程の繰り返しになるが。それで、私の意見書のP3になるが、見て頂きたい。これは議論の中で、P3の下の方、3の「条例の性格」、目的・理念と私が付けたのですが、条例の性格について、当初検討委員会においては、子ども観が2つの考え方に大別されたというふうになっていて、そして、①、②として、その後、P4を開いて頂きたいが、その2つの対立というのは、対立する概念ではなくて、一体的・統一的、あるいはあえて言えば、補完するものとして、考えても何も矛盾はないのではないか。そこが我々のたぶん到達点で、事務局の方でその考えをきちんと取り込んで、一体的という、下線を引いた所は私が加えた所であるが、そういう形でまとめたのではないか。そうだとすると、下の後をずっと読みながら、要するに子どもの権利をきちんと大切にしようということと、健全育成ということが矛盾するものではない。統一的なものとして捉えるというふうに、この検討委員会が一端把握したと書きながら、その後、残念ながらほとんどの視点が健全育成の視点なんです。それで私はあえて、線でもう一つの視点を一生懸命入れていった。冒頭にも言いましたが、私は権利を主張することが子どもの教育を否定することには全然

ならない。そこは全く矛盾しないというふうに思っておりますし、大切なことだと思っております。

【青田委員】 争点となっている「権利」という言葉を議論していけばしていく程、何か不毛だなあと、最近思うようになってしまった。子どもに権利があることは当たり前だと思っているし、別にあえてそういう言葉を使わなくても、子どもにも、大人にも権利はある。何かそこに拘り過ぎている理由がよくわからない。子ども条例というのは、そもそも誰のための条例なのか。函館市民のための条例だと思う。それは子どもも大人も含めて。では、何を目指しているのかというと、子どもが権利とか意見を表明することを認めましょうということだけではなく、これは私の持論になってしまうかもしれないが、最終的には親の手元を離れて自立して、社会にきちんと出て行く力をちゃんと世の中がきちんとそういう仕組みを作っていくべきという所に繋がっていくのではないかと考えているので、権利ということに拘るよりはもう少し市民目線で、何て言うか視線を落として見てみたらどうなんだろう。市民がこれを見て、大方の市民はどう思うのかなあと私はいつも考えてしまう。多くの市民は、どう感じるのだろうか。これを見て。という感じです。難しい議論、学問的な権利とかという話になってしまうと、そういうのが条例の中にたくさん出て来ると、何か難しくて全然分からない。そもそも伝わらない。ということは、条例の趣旨がそもそも市民に浸透しない可能性があるもので、よりわかりやすい言葉で、子どもたちをきちんと育みましょう。そして、子どもたちの意見もきちんと聞いてあげましょう。さらに言えば、子どもたちが自立していくまでの間、権利も大事だし、倫理観とか道徳観というものもきちんと子どもたちに付けていきましょう。そういったものであるべきではないかと思えます。ですから、「権利」という言葉をあえてどうしても使わなければならないという理由は全くわからない。なくても十分に伝わると思えます。

【野村委員】 私も今回が最後だと思ひまして、この間繰り返し、いくつかの提言を出させて頂きましたが、そんな中でどうしてもできればこういう所もたたき台の中に取り入れて頂きたいというものを1枚ものにして、繰り返しになるが出してあります。

ポイントは、先程、森越委員もおっしゃいましたけれど、子どもの権利と健全育成は対立するものではないということである。教育の話もですが、どちらも当然必要で、ただ、この間の中で子どもの権利という視点が十分に浸透していなかったという事実がある。青田委員の話にもありましたが、私の資料でいうと、最後の5の所に関連性があるので、ちょっとそこだけもう1回繰り返しになるが補足したいと思います。たたき台のP5に「市民が共有できる表現」。権利という言葉がなかなか馴染まない、共有できないということ、青田委員がおっしゃりたいのかどうかわかりませんが、これは当然

のことだと思う。そうであればなおのこと、子どもの権利条約の考え方が十分に市民に浸透していないのであれば、それを浸透させていく一つの契機として、条例の役目があるのではないか。ということをあえて申し上げたい。前回は少し話したかもしれないが、権利条約ができたことによって、国内法の整備が進み、日本の児童福祉が軒並み進んできたということを繰り返し申し上げてきたところであります。

それから先程、弁護士会の障害者の権利条約のチラシを障害者総合相談センターから頂いて、今、関係者の方へお配りしておりますが、この権利条約自体は、2006年に国連で決議された。日本も署名していたが、批准したのが、2014年。約6年かかっている。何で6年かかったか。国内が追いついていなかった。この権利条約に。権利条約を批准するために、それに合致するような形で、日本の障害者に関わる様々な施策を整理しなければならなかった。それで、障害者差別禁止法ができたり、障害者福祉法が改正されたりして、やっと日本の障害者福祉の基本的な体系が追い付いたということで日本が批准できた。国際条約の意義というのは、そこなんです。そういうところで、権利条約を批准するために日本の障害者福祉が前進した。子どもの権利条約も同じことが言えるのであって、子どもの権利条約の内容がほとんど実現されているからあえて書かなくてもよいのではないかという、事務局整理の意見の中に出ていたと思うが違う。国連は、日本は子どもの権利条約から見て著しく、子どもを取りまく環境にいろんな大きな問題があるということを、日本政府に改善勧告を出している。権利条約は完全に日本で実現されているというのは、そういう考えならそれでいいですが、国連は少なくとも日本の子どもの状況をそうは見えていないということがあるということは申し上げておきたい。

私が言いたいことは、このような条例に基づいたことを浸透させることで、子どもに関する様々な福祉だとか施策が充実していくための契機とすることが大切で、子どもの権利条約という文言を盛り込むかどうか、それは別です。それは色んな表現方法があると思うが、少なくとも子どもの権利条約に言われているような精神、それをきちんとベースにした、それに裏打ちされた条例でなければならないのではないか。もちろん表現方法については、市民が理解しやすい表現にするという技術的な問題はあるにしろ、根っことして子どもの権利条約の精神を踏まえた条例ということ制定するのは私は、少なくともこれは行政の責務であると思う。それで少し例を出しておりますけど、児童虐待防止法にしる、DV防止法にしる、そういうことができたことによって、ずいぶん意識が変わった。従来は見過ごされていた、子どもに対する体罰だとか、非常に不適切な養育、それはやはり違うということが、国民の意識の間に浸透してきた。DV防止法ができることによって、男女関係のあり方そのものを見直していく、変えていくという契機になっていった。法律とか条例というのは、そういう現状を一步前に進めていくそういう役割を持つのが法律とか条例で、現状をただ追認するだけであれば、あえ

て法律や条例を作る必要はないのではないか。このようなことから、権利条約の精神を盛り込むことと、条例を作ることは整合性がとれるということが申し上げたかったことです。

【小林委員】 私も資料として、まとめたものを提出している。提言の条例の基本理念の位置付けと構成に関わる所ですが、「人権の尊重」、「健全育成」、「子育て支援」の3本の柱が並列に並んでいる気がしてしょうがない読み取りをしてしまった。もし、間違っていたら言って欲しい。先程、健全育成が使われているが、これは一体的・統一的なものであり、相反するものではないということだったが、私もそう思っております。

私の資料をご覧頂きたい。条例を「子ども支援」と「子育て支援」の2つの柱に分けられないかと思っております。「子ども支援」の中に、子どもへの「直接的な支援」と「間接的な支援」がある。例えば、子どもたちを取り巻く環境の改善や健全育成に関わることも、実は「子ども支援」の2つの柱の1つとして位置付けられるのではないか。これらが両方相まって子ども支援というのが確立されていくのではないかという押さえでございました。もう1つの大きな柱は「子育て支援」で、これは国際的には子どもの育ちやそれに関わる「直接的な支援」と「間接的な支援」があるのではないか。この2本の柱と4本の枝でもって、これらが統一的に施行または方針化されることによって、子ども条例が生きてくるのではないかというような読み取りをしてございました。

その点とこの基本理念の3つの柱が、どうもまだ整理できていないものから、こういう考えはありなのかということでも伺いたいと思ってみました。その中でP6の函館市における子どもの現状と課題であるが、いじめや暴力、虐待、体罰、不登校などの現状が書かれている。これは、従来の施策では対応できないような新たな問題ではないかと、私は思ってみました。今までの健全育成の中では、なかなかここは解決できない新たな問題だ。これはいろんな子どもの育ちの問題もあるでしょうし、家庭環境の問題もあるでしょう。そういうものも含め、事実そういう問題が出て来ている。これをどうするのかという所が、一番の課題ではないのかと思って読み取ってみました。やはり、自己肯定のことが問題になっております。現代における何かと受身になっている子どもたちが、ますます自己肯定感を失ってきているのではないか。したがって、ここの所を基本的に改善していかない限り、今の子どもたちが、この函館に住んで良かったなあという思いにならないのではないかという問題意識をまとめました。そこで、自己肯定感の落ち込みについて、OECDのことを書いておりますが、極端に日本が7.3%と低い。これは、子ども白書でも同様の結果となっている。その具体は、この提言の中にも何行か書いておりますが、この自己肯定感の落ち込みをどうしたら歯止めをかけ、底上げできるのかということが課題となってくる。その時に自分が受け止められ、認められているといった実感をどういうふうを持たせ

るかということが一番大事ではないか。一人ひとりが人として大切にされている。豊かに育つことができる。このような子どもの権利が守られているという安心感や、自らの力を発揮して成長することができるとか、思いや意見が尊重されているというようなことが、実際に子ども一人ひとりの間に理解と納得の中で培われていかない限り、自己肯定感は上がっていかないだろう。そういう点では、2本の柱と4本の枝の中の子どもへ直接的支援、今を生きている子どもと未来を生きる子どものためには、少なくとも、今、子どもたちの持っている権利というものをしっかり教えていきながら、しかし、それは子ども期にふさわしいより手厚い権利というものをどこか子どもたちが学んで、そして、その学びと同時に、保護者も学んで、地域も学んでいって、それを共有することによって、初めて全体として、自己肯定感の底上げ、それがなければ函館に住んで良かったという思いに辿り着けないだろうと私は思っております。提言書の中に、ただ1か所だけP6～7にかけて自己肯定感の所で「自己肯定感を育む機会を増やすことが条例に求められる大きな柱である。」と、ここだけ大きな柱ということをあえて書いて頂いているということは、ここが実は子どもへの直接的な大きな柱になっていかなければと思っておりました。そういう点で、「子ども支援」、「子育て支援」という2本の柱と、ここに掲げる3本の並列な扱いについて、私の中で整理できていないものですから、もう1回そういう話ができたらと思っておりました。そういった点から考えると、実は基本理念というのは、提言書に書いてある「人権の尊重」、「健全育成」、「子育て支援」ではなくて、私の資料で言ったら一番上の子ども支援、子育て支援を共通する所にまとめて基本理念として押さえた方が、よりしっくりするのではないかという私の意見です。それぞれが基本理念として抱くのではなくて、条例そのものの構成として、まとめて基本理念を書いた方が紐解きやすいのではないかという意見を持っていましたので、述べさせて頂きました。

【委員長】 武田委員も資料を提出しておりましたので、お願いいたします。

【武田委員】 私は、「子どもの権利」を入れるということは何故かということで、資料にも書いておりますが、子どもをどう見るのか大人の見方だと思う。何度も話し合われたので、また繰り返しになるかもしれないが、子どもひとりを人間として尊重するかどうか、この函館においても、ずいぶん問題ではないかと思う。「私はしているよ。」、「僕はしているよ。」という方ももちろんいらっしゃると思う。でもやはりここで問題なのは、函館に住んでいるすべての子どもたちがひとりの人間として尊重されて、自分の意見を持つという、子どもの人権をきちんと保障されない限り、様々な問題が出てくると思う。それは、環境の問題もそうです。子どもを中心にどうやったら、最善の利益、子どもにとってより良く育つ環境とは何なのか。本当に真剣に大人が話されているのかどうか。施策を作る際に、子どもがより良く函館で住んで

いけるのかどうかということ、やはり子どもの権利というものを中心に考えていくなれば、子どもたちは満足できる。子どもが自分でしたいと思うことができるような地域になっていくのではないかと思う。やはり子どもの人権がきちんと守られていくような子ども条例が様々な子どものストレスやそういうものを解消していくのではないかということを考えております。

私は、子どもの権利を柱として、この条例に柱ができることによって、子どもも良かったと思えるような条例ができるのではないかと。そう考えると言葉は様々であるが、そういう視点で考えるとP1の6行目何かも「希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指すとともに」を「希望をもって成長していくことができる権利もっている。子どもの権利が守られる社会の実現を目指すとともに」と権利という言葉を入れることによって、ずいぶん子どもが主体というふうに変わってくるのではないかと思います。

それから、条例の基本理念の所でも、P1の人権の尊重という所でも子どもの権利ということで、先程、加藤委員からも出ておりましたが、大人と子どもは一緒にはできない。やはり子どもは守られなければいけない存在であるということで、人権ということで一緒に使うと、子どもということが薄くなってしまいますので、やはり「子どもの権利」ということで、「子どもの権利の尊重」というふうにして書いたら良いのではないかと思う。

それから、生まれた時から幸せに生きる権利を有し、人権という形ではなくて、子どもなので幸せに生きる権利と書いた方が良いのではないかと。

それから4番目の家庭、学校、地域社会が連携して、子どもの権利の保障に努めるということで、その権利を保障するということがすごく大事であり、支援という形であるが、権利を保障するということで、子どもが受けていくと良いと思う。

それから、前の条例の基本理念の所に戻るが、(2)の5行目の健全育成の所で、発達段階に応じて生きる力を身に付けていくことができるように、保障していくことが大事であるということも付けたが、そのように考えたなら良いのではないかと思います。

それから(2)の子どもの健全育成の権限という所で、家庭、学校、地域において、すべての子どもがひとりの人間として尊重され、発達段階に応じて、幸せに生きていくことを保障し、健全に育成されることが必要である。先程から何度も出ておりましたとおり、健全育成と相対するものではなく、保障することによって、健全に育っていくという考え方である。

それから、子どもに関する相談体制の充実ではなくて確立ということで、新たに相談機関の設置と3行目にあるのですが、相談だけではやはり話の中で何度も出て来たように、「相談および救済機関」ときちんと書く必要がある。

それから、(5)の子どもの社会参加の促進ではなく、保障していく子どもの権利から考えると保障していくものです。そして、必要に応じて「子どもの声を聞き、受け止める機会を確保する。」を「子どもが意見を表明し、

参加する機会を保障する。」ということで、子ども自らそういうことができるということを知るように書き記した方が良いと思う。

【委員長】 だいぶ前に、インターネットでずいぶんと炎上したのがあって、子どもの権利と大人の権利がぶつかった時に完全に競合した時に、社会としてはどうすべきかと。それが赤ちゃんと小学生とか、小学生と高校生とか、最近、私があったのでは、高校生と私のような還暦を過ぎたものの権利が競合した時、どうすべきなのか。具体的にいいますと、娘が年に1回、東京から帰って来るが、毎回疲れ切って帰って来る。何かといたら、孫が2人いるが、孫が飛行機の中で、泣かないかどうかということ、親はびくびくしている。どの親もびくびくしている。何も言われなくて、飛行機を降りられたら「良かった」という訳です。ただしこれは、いろんな議論がありますよね。ある議員が言った。それに対してすごい議論になりましたが、そこにたくさん出てきたことは、若い方もそうでない方も「赤ん坊の泣く権利を認めるのであれば、俺たちが静かに乗る権利がどうなるのか。」とか、「子どもの権利と俺たちの権利はどうなるのか。」などたくさんある。権利のオンパレードなのですよね。例えば、この前の例を言いますと、私かなりかちんときまして。マラソンが好きなので公園を走ったりしている。私が中学生、高校生の頃は、自分より年上の人歩いたり走ってきたりした時に、学生たる者は絶対に道を空けるし、スピードを緩めるということをもしやらなかったら、先輩とか監督に何をされるかわからない。ところが、最近の公園を走る部活の学生は、絶対スピードを緩めない。見えてないかの如くです。私は若い人のことをいったのではない。そういうふうで育ててしまったのは、教育者である私であるが、何十年間我々が営々として、ゆとりといいますか、徹底して個性化教育をやってきました。私が受けた教育と私が教員時代にやった教育とは全く違いますので。体罰を取り沙汰されていますが、やはり一人ひとりを大事にしてやってきた教育なんです。私は何か欠けていたのではないかと思う。

それから社会の仕組みで、昔は子どもがなんぼ泣いても、公共交通機関で乳を飲ませても、何も問題にはならなかったが、今はそうではない。それが社会の成熟なのか。何なのかと思う。そういう観点で考えた時に、私は委員長なので強い意見を持っていないが、子どもの権利というものをバーンと提言書に出すなり、インターネットに出した時に、今の世の中のいろんな人がたは、同じような論を徹底的にパブリックコメントでやってくるとだろうし、持たない気がするのですよね。人権といった場合には、皆が同じ権利を持つのではなく、赤ちゃんには赤ちゃんの権利がある。80歳の方には80歳の権利があるはずなんです。それぞれが人間として生まれたからには、全て持っている権利だと、だからそれを人権という言葉は、いろんなことがあったけど、この提言書は苦肉の策という訳ではないけれど、良い線っているなあと思うのは、その辺のことは十分承知した上で、こういう書き方をしたと思っている。ですが、いろんな方のご意見も適切なもので、あと10

分ぐらいしか時間はありませんが、いろんな意見を出して頂いて、森越委員の意見もありますので、どこまでまとめるのかということもありますが、まずは意見を出して頂きたいと思います。今日出て来たいろんな意見がありますが、焦点は一つで、はっきり権利条例にするか、それともそうではないものにするか、そこなんですよね。その所でご意見を頂きたい。

【阿部委員】 前回、主体と客体という話をしました。少し考えてみたが、子どもの権利ということを出した時に、その子どもの権利というものを、市民がどういうふうイメージできるかということが気になる。主体と客体という意味では、先程、森越委員もおっしゃっていましたが、「社会が変わりなさい。」という言葉に象徴されていると思うが、今の世の中の流れ、世界の流れは、主体と客体ということであれば、主体であることを大事にしなさいという動きになっている。そのことを社会全体で認識しましょうというのが、今の流れだというふうに単純に考えると、そこは大事な所なので、そのように考えて欲しいのですが、そのように考えた時に、世の中が主体の方に向かっている所をどう理解するのかといった時に、例の一つとして、受験戦争とか子どもの生活が忙しくなっているとか、社会全体のあり方が子ども自身が生きる方向、生きるための動機だとか目標だとかということが非常に狭められている生き方になっているのではないかと思う。だから子どもは、「子どもらしく生きてほしい。」、「子どもらしく育ててほしい。」という所は、まさに主体の所を言っている。きっとそういうことなんだろうなあと、私なりに解釈している。でも、子どもの権利といった言葉を文章なり何なりで出した時に、市民はどこまで理解できますかね。私がやっと辿り着いたのが、今の方向ですよ。

子どもが生活する目標が、良い仕事について一生懸命働いて、良い生活をしなさいということに縛られ過ぎてしまって狭められていく。そういう部分を取っ払ってやりたいですよというのが、この会議の中で、全体で話しているイメージではないかと思う。でもこれは非常に難しく、大人の世界でも経済優先。効率優先の生活をしている。これが子どもの生活に影響している部分がすごく多い。しかし、子どもの権利だけで、子どもの権利をしっかりと改善できるふうにはならないとすれば、段階として子どもの権利ということ、イメージできるような準備。今、子どもの権利と言われても、誰も具体的にイメージできない。そのイメージを具体化できるようなスローガンとかキャッチフレーズだとか、そういうものでコマーシャル、広めていくとか、そういう活動になれるようなものであってもいいのかなあと考えている。

前回は話したが「オンリーワン」とか「あなたらしく」だとか、そういう気持ちの持ち方、見方、姿勢を広げていきましょうという方向に、一つ一つの細かいことにささるよりは、大きな方向でコマーシャルしていった方が良いというイメージを持っている。

【三浦委員】 非常に話が難しくなった。小林委員の発言の「子ども支援」と「子育て支援」の一体化といいますか、「子育て支援」、子どもが生まれる前から安心して子どもを生き育てられるような街にしていく。生まれたら大人になるまで子育て支援ですが、そういう街づくりをする。私はこれは、函館の大事な側面というか、大賛成である。

あとここに、色々書いている。この検討委員会も予定でいきますとあと1回しか残っていない。この検討委員会に課せられた所掌事務は、「条例の基本的な考え方に関すること。」、「条例に盛り込む内容等に関すること。」、「その他市長が必要と認めること。」とある。前から何人かの委員が発言され、先程、大江副委員長も話されていたが、具体の提案というか、もうこの時期になったら、条例の骨格というか、それが出て然るべきではないかと、前から申し上げている。それがこのレベルでこの話をしていたのであれば、決着がつかないというのが、私の結論である。

それはそれとして、そういう意味で私が前から言っているのは、大きく他都市の条例にならうわけではないが、提案書というものを作る限り、検討委員会の意思というか、これをはっきりと、子ども条例を作った場合には、こういうところだけは是非載せて欲しいとか。こういうことが文言で。文章でなくても良いが言葉で最低、ここにこれだけは、例えば前文には条例制定の背景。これは事務局がまとめたものの中にあります。あと今日、色々出ておりますが、理念をどういうふうに乗せるか。前から申し上げているのは、子どもの権利条約を尊重するのであれば、その表現のあり方、例えば最善の利益とか。その辺は小林委員が既に申し上げているが、子どもの権利条約を尊重していますよというこの精神を市民にも汲んで頂けるような表現を考えると。条例の表現としては、今日話題となっている「子どもの最善」、「子ども支援と子育て支援と街づくり」とか、「子どもの自己肯定感」、「子ども観」なども、我々自ら、既成概念を払拭する必要があると言ってきたが、そういう意味で、私が今言ったようないくつかの項目は、前文に必ず載せましょうとか、そういう具体的な結論を目指した提言の骨格が出来上がるのが、本来なら今日のこの会議の進め方ではないのかなあと思う。そうでなければ次に会議をやっても、私はまとまらないと思う。青田委員も多くの市民レベルと申し上げておりましたし、阿部委員からもわかりやすい表現とかいう話もあった。それぞれ発言されたことは勉強になり、進めるには参考にはなりますが、一定程度条例を作ろうとするならば、少なくとも通常の決まっている条例とは違って、思想といいますかビジョンといいますか、そういうものを載せた前文があり、目的があり、定義、規定があり、条例に関係のある基本的な考え方として理念が謳われる。そしてそれぞれの関係団体の役割とか、基本的な施策とかあるいは計画作りをするか、子どもの権利委員会とか子ども会議とか、その都市で色々な形があることは皆さん既にご承知だと思いが、やはりこの検討委員会として最低どういうことが必要かということ

が盛られるのが私は提言だと思う。その辺、他の委員はどのようにお考えなのか。その辺ちょっと見解の相違があるのかなあと率直に申し上げます。

それからスケジュール的には、次で終わりにすることは現実論として難しいと思う。今申し上げたように、具体的に条例を想定して、函館で条例化するならば、それぞれの箇所において、最低検討委員会として、こういうことを文言として条例に載せてほしい。そういうような形にして提言書にするというふうに持っていくとするならば、今回で実質的に終わらせるというのは、現実論としてこの時間では難しいと思う。それならば無理のない範囲で、進め方を考えていかなければならないということ、提案申し上げ終わります。

【青田委員】 もう本当に時間がなくなってきましたが、先程、委員長から子どもの権利条例にするのかどうかその辺をポイントにということだったので。

私は、子どもの自立とか社会性とかを育む健全育成を大事にしたいという派なので、権利条例的なものに対しては違う。市民の立場としても、子育てをしてきた父親としての立場からしても、教育に関わっているいろんな保護者の話を聞いてもやはり子育て論、教育論、子ども観については、100人いれば100通りあるということが、最近実感としてよくわかってきた。それで、この議論をずっとしていてもたぶん、どちらか1本にまとめましようと言ってもありえないと思う。ですからこれが世の中なんだと私は捉えた。いろんな考え方があ。でも、子どものことに関していえば、100通りをまとめるということについては、難しいことなんだと。ですから、子ども条例を作るということに関して、こういうふうに子どもの権利ということ、大事にされる方もおり、保育育成を大事に考える方もいる。そんな2つの大きな提言がなされたというふうに、別に1本化しなくても良いのではないかと。提言ですから。2つの意見があったということで問題ないのであれば、無理にこれをどちらかに押し付けようとしたなら、議会として子ども条例はいらないということもあると思う。どちらかに偏ってしまうよりも、2つの意見がありましたという形で出すこの方がここまできたら良いと思います。

【小林委員】 財政的な裏付けが問題になってくると思うが、会場だけを確保してくれれば。私は最低あと1回では終わらないと思う。やはり担保が必要である。薄まっていくだろう。副委員長が最初に言った議会を通すという言葉が、ずっと残っている言葉の一つである。そうであったとしても、やはりこの検討委員会の意思として決めなければならない。そうすると、今日はあと何分もない。あと1回だけである。1回で皆がおおよそこれでいこうとはならないと思う。場所と時間だけを確保して頂いてもう1回やるような時間が欲しい。そうすると、今日の話がもっと変わってくる。できるだけ共通項に立つような議論を深めるためには1回足りない。最後の1回を手弁当でやりましようよということをお願いしたい。

【岡崎部長】 回数につきましては、いろいろあると思います。無理くりシャットアウトということにはならないとすれば、今ここで即答はできないが考えさせて頂きたい。

内容の問題で、たくさんのご意見を頂きました。たたき台を作る時に、これまで2年間議論してきたことが決して無駄ではなくて、それによって何が変わったかという、皆さんが子育てに一生懸命にそれぞれ格闘したり考えていらっしやる。だけれども意見は分かれる所があるということがわかった。ただ提言というものが、2つに分かれただけでぽっと出すということでは、検討委員会としてなかなかできることなら何処かで一体化できれば良いなあという気持ちもある。でも分かれているものは分かれているし、青田委員がおっしゃったように、たぶん何回やっても分かれるものは分かれると思っっている。でもその中でいくらかでも歩み寄りをとということも良くわかる。それでこのたたき台を作るに当たっては権利という言葉を使うと、色々な考え方が出て来るものですから、「権利」という言葉が語弊を持って一人歩きしてしまうということもありますから、その言葉を十分尊重しながら、例えばもう少し広がりのある言葉で「人権」という言葉を使ってみたり、「子どもの最善の利益」という言葉を使ってみたり、あるいは「生存と発達が保障される社会」という言葉を使ってみたり、色々皆さんがいくらかでも共有できるような言葉を考えながらここに書くことによって、「権利」という言葉は使っていないけれども「権利」という言葉を思っいらっしやる方の考え方というものも盛り込み、そしてまた「健全育成」という視点の中で、連綿たる教育の営みの中で子どもが育ってきているというこういったことにきちんと重きを置きながら考えていらっしやる先生方のお考えというものも同時に同じレベルで「健全育成」という言葉が広がるのかどうか知らないが、カテゴリの中で、一定の両者の歩み寄りということを考えながら一つの提言というものをまとめてみたところでございます。そういう背景、状況もありますので、目的とか趣旨とか第1条は何でというようなツールですと、一本化したものがぽっと条例原案みたいなものが出て来るとよろしいでしょうが、なかなかそこまでは行ききれない。だけど考え方のレベルで、それぞれきちんとしたものを押さえていって、世の中には100人100通りの考え方があるということが如何に歩み寄れるかということを探ってみるというこれまでにない。なかなかこういう条例の検討委員会もないのですけれども。そういうような試みという視点で事務局側もない知恵を絞って努力してきたというところでございます。ですからそれぞれのご意見まさに、函館の、世の中の、社会のご意見の象徴的なものなんだろうと、代表的なものなんだろうというふうに思っておりますので、どちらの意見も同等に受け止めながら、思いはやはり一つ何だろうと思います。その一つの思いをどうやって表現して合わせていくかということの努力を綱渡りして、ただ回数につきましては、あと何回も何回もということまではいききれない。預からして頂きますが、

こういうふうにご意見をたくさん出して頂きまして、私も改めて見て、皆様のご意見で気付かされる場所もござりますので、もう1回検証しながら、そのまとめも提示していきたいと思っております。

【三浦委員】 繰り返しになるが、提言ということですと最初からやってきましたが、それぞれの提言のスタイルのイメージが違っていると思う。私は先程から言っているように、子ども条例に相当するものが全国に資料をもっているだけでも20数箇所ある。パターンがだいたいある。我々が最終的に提言書を出す場合には、一番最初にはこういうものを盛り込んで欲しいとか、目的としてはこういうことを盛り込みたいとか、子ども子育ての街づくりとかいう理念といいますか、そういうようなことを前文で謳うとか、具体のイメージを想定しなければ、議会に提出して成立するまでの間、副委員長がおっしゃったとおり、全くそういう意味では不確かなままで会議を終えるのか。それではいけないと思う。私個人の意見ですが、他の委員にも2つ3つあっても良いのではないかとこの方もいらっしゃいましたが、一定の2つなら2つと明確にそれを記録として残すことは必要ですし、やはり条例化ということですから、我々の議論をしたことの趣旨がきちんと最後に形として残っていくという。副委員長のおっしゃった爪痕を残すという訳ではありませんけれども、何かそういう形を残していくことが、私は必要だと思うものですから、先程から申し上げているのですけど、他の委員さん方がそんなことないとおっしゃるのであれば、それに従わざるを得ないが、これだけ会議も重ねて意見交換をしてきた以上、条例化した場合には、最低こうしたものは盛り込みましょうとか、何かそういうふう集約は必要であると思うが、委員長のご意見もお聞きしたい。

【委員長】 私自身も事務局にお願いしたり、インターネットで調べたりして、色々な都市の提言書を拝見いたしました。たたき台として出てきた事務局の提言書は、平均的なものよりも少し、具体的な内容が入っていると思いました。色々な議論の中で、特に今日一番、中心課題となった条例の方向付け、性格を権利条例的なものにするか、健全育成的なものにするか、最初から各市町村の審議機関で事務局から出て来たものは、その市は権利派、これは健全育成派、これは折衷派というふうに分類されていた。最初からそのところがせめぎ合いであったが、色々な所で一人ひとりのお考えとか実績とかといったことをたくさん出して頂くことによって、一人ひとりの丸みが少しずつ歩み寄って、ある意味重なり合って最大公約数的な積集合的なものが広がれば、そのところでいけるのではないかとこの委員長としての見通しは持っていたが、なかなか積集合的なものにうまくまとめることができなかった。というような訳で、青田委員から和集合的な感じで両論併記でも良いのではないかとこの意見も出てきているところである。私自身としては、たたき台については、いくつかの市の提言書というよりも、1個の提言書にまとめ

って、こんな感じではないかと思う。中にはほぼ条例案そのままの提言書もあります。そんなようなことを思っていたが、それぞれ委員の方のご意見もごございますので、もう一度委員長としても考えてみたいと思っております。

本日は、大江副委員長が出席されておりますので、全体協議を通じての講評をお願いいたします。

【副委員長】 色々と勉強になりました。特に私は、役に立たないかもしれませんが、子どもの権利の概念を研究しており、皆さんがどういうところで子どもの権利なのかなあというのは、個人的な研究者としては興味深いものがある。

それで、まとめのような感想です。副委員長として何ですが。

どうしたら市役所や議会サイドにいった時に、どういう形になったら残るかかどうかというのは分からない。一つの考え方としては、具体的な提案を何かするというのは、残しやすいのかなあということしか確証がない。確率的にはそうなのかと思って、最初に発言をしました。それからこれは研究者として、前にもお伝えしたかもしれないが、伝統的には長い子どもの権利論の歴史から言いますと、子どもの権利条約もそうですし、必ずしも「自己決定」、とか「自主」、 「自立性」、 「自由」とか、それだけではない。

もともとは保護と供給です。サービスです。要は金のかかることです。それまでは、子どもには金をかけない。教育に金をかけない。あるいは公が立ち入らないというものを、なるべく子どもの権利ということばを被せるということだけではないが、一つの有力なツールとして、子どもの権利論、権利概念、権利観念というものを持ち込むことによって権利として教育を受ける、権利として子育てがあるということは、どんな貧乏人であろうが、金持ちであろうが、どんな条件にあっても同じ金額を出すということ。同じサービス、同じ保護、要は同じ金を出す。権利だから。そこがまず、今でも途上国中心に、権利というのはまずそれなんです。基本は。我々は贅沢社会に生きている。先進国的なもちろん辛さがありますけど、贅沢なレベルで権利をあーだこーだ言っている。もっと自由を。もちろん自由も大切に皆さんどういう背景でおっしゃっているか分からないけれど。我々はある意味、権利論に両足のかなりの部分が突っ込んでしまっている。公教育制度もあって、まさに子ども条例なんていうことを会議をすること自体が、子どものことをある種お金を出して、これだけの手間暇かけて、これだけの知性、知能を集めて、あーだこーだやっているわけですから、ある意味では子どもの権利の議論に入っている。嫌な方がいるかもしれませんが、健全育成100%で全然ない。子どもの権利論なんです。あとはだから、どこの部分をさらに追加しないと達成されないとかは個人の主張だと思うが。必ずしも我々は、子どもアンチではなくて、議題をやっている自体が、しかも中身的に何といえますか、そういうご時世でなければでき得ませんが、煮て食おうが焼いて食おうが勝手であるということ、どなたも主張しているわけではないので、やさ

しいといえますか、子ども目線に立った議論を我々は全員でしている。

今日の武田委員のレジュメにもあるように、「一人の人間として尊重され」という「黒文字」がありますよね。尊重されるということ自体、我々はかなり足を突っ込んでいて、手間暇、お金、愛情的なものは、我々はもう子どもと色々と投入している。あとはさらに自由を。私なりの用語でいえば、「子どもに自由を」。どのレベルでどの領域で与えるのかどうかということなのです。ただそこも我々は、もうちょっと丁寧に見なければならぬのは、仮に子どもの権利、自由を認めない。あまり認めたくないとしても、より良く育ててもらうためには、あるいは実のある健全育成、大人の言うことをある種きちんとしてもらうためにも、恐らく今のご時世、あるいは教育理論、発達心理学の理論からいえば、子どもの意見、子どもが何をやりたいのか、何を考えているのかということ、いろんな手段で子どもの声を聞き取るということをしなないと、大人の都合の良いように仕向けるためにも、子どもの声を聞いた方が効率が良い。ですから、こういう意味でも我々は、結構近い所まで来ていて、もちろん皆さん、思想、信条のレベルで子どもの権利、あるいは子どもの自由という言葉に、プラスアルファの何かを持っていて、それをどうしても達成したいということなのかなあと思っている。無理矢理まとめるわけではないが、違う立場からいえば、皆子どもに、お金と手間暇と愛情をかけたいと思っている人たちの集団です。しかし、かけたくないと思っている人はいくらでもいる。子どもデビル論です。ある種、我々の社会は高齢者にかかる税金の額よりも明らかに子どもに対する公費投入の額が少ない訳ですから。子どもに対して我々大人社会は、日本の社会は、教育も含めてOECDの中で、自己肯定感も低い日本は、公教育支出に対して、文部科学省も財務省も、どんどん削っている。どうまとめるかどうかは分からないが、これが2年間やってきたある種の答えである。もちろんあと何回あるか分かりませんが、それで良いのではないかと思っている。

【委員長】 委員長も講評しなければならぬが、随所に意見を述べさせて頂きました。事務局にお願いなのですが、今日私、いくつものご意見を頂きまして、全部読む時間もなかったので、さらっと理解できても、一人ひとりのご意見に深いものがありますので、咀嚼しきれない状態でスタートしました。同じようなことをおっしゃっても内容が違ってたりするものですから、それで今日は、「権利」という今までにも何度も出て来たことについて、はっきりした方が良いと思っておりました。これらを基に、あと2か月間ありますので、私もやりますので、しっかりと一人ひとりのご意見を伺いながら、それを踏まえた上での案を作って頂きたい。逆に我々も、事務局から出て来たものを我々の意見全部を咀嚼した上で出て来たものと。どういう形で出て来るかは別に、出て来たものに対して、そういう理解が必要ではないかと思いました。今日はこれで終わらせて頂きたいと思います。

【森越委員】 そうすると、9月は全くなくて、次回は10月31日であるが、今のところ事務局はいつ頃、たたき台というか構成案を出すのか。要するに会議の2日前に頂いても無理なんです。実際にところは。できればもう少し、議会があるからなかなか大変だと思うが、私は最低でも2週間前に出して頂いて、ある程度早く出して頂きたい。我々も見て、それにある程度、意見を言える状態にして、次回出席しないと。次の会議は、ほとんど難しいかなあと思う。

そういう意味で私は、さらにもう1回会議をして欲しいと思った。それから、私の意見書を読んで頂けるとわかりますが、別に権利のことをばかりを書いている訳ではない。例えば、P9の子どもの現状について、否定的な評価だけを冒頭に書いているので、そういう消極的な傾向もあるけれども、こういう積極的な面もあるということ、ちゃんと評価して具体的な個別の傾向に入っていくと、何か子どもって、今はひどい状態になっているということになる。読みますが、「最近の子どもたちの傾向については、家庭環境や生活様式の変化を背景に、生活習慣の乱れ、社会性や規範意識の低下などの消極的な傾向が指摘される。」と書いてあるが、これは今の子どもたちの持っている否定的な側面ですけど、そういう消極的な側面も指摘されるけれど、一方では「多くの子どもたちは世界や社会の諸問題に目を向け自身の将来を真剣に考えたり、ボランティア活動等に真面目に取り組むなどの積極的な側面も指摘される。」と加えた。これは別に権利でも何でもなくて、一つ一つそこら辺は、全文について意見を書いていきますので、毛嫌いせずに取り入れられるものについては入れてもらいたい。

それから、青田委員の結論に反対です。議論が対立していたということは、そのとおりでけれども、このまとめにあたって、対立していたということをあえて強調する必要はない。両方とも大事なことで、これは検討委員会としては、対立するというものではなくて、一体的なものとして捉えるべきという結論に至ったと何故いえないのかということが一つ。

それから、具体的なものというのは、ものすごく大事だと私も思う。例えば、子どもの救済機関の問題とか、子ども会議の問題とか、あるところでは「子どもの日」をみんなで子どものことを考える日としている。函館もただ鯉のぼりを揚げるだけの日ではない日にしていかなければいけないのではないか。そういうこととか、いじめ、体罰、虐待、要するに子どもを取り巻く極端に否定的なことに対してどうしていくのか。そこら辺については、ちょっと意識して具体的にこれは大事だよな。これを落としたり、市議会なにをやっているのかと思うぐらいのものは充実して挙げたいと思っている。

【三浦委員】 森越委員の意見に賛成です。手を付けていないものがたくさんある。それらに対する検討委員会としての見解が必要である。いるいらなくてもよいが。例えば、権利擁護委員会とか子ども会議であるとか色々ありますが。それらを函館はどうするのかということを意見交換して、最終でまとめるとか。一つにまとめられないのであれば、こういう考え方とこういう考え方が

ありましたという形でもやむを得ないと思う。

今日頂いた資料というのは、よく勉強する必要があると思った。今頂いて、すぐに質問なんてできませんよ。やはり1か月ぐらいよく読まないで、それに対する自分の見解というのはできない。そういう意味でも、次回の会議で最後というのは無理だと思う。折角これだけ続けてきたわけですから、いろんな意見があるとしても、最後に結論をこうするというのを、みんなで言質しておかないとならないと思う。この結果を市が議会に対して、どういう形で提案したかということはいずれ分かるが。検討委員会として明解に、ぼかしたままではいけないと思う。切にお願いしておきたい。

【岡崎部長】 日程の関係につきましては、9月は難しい。10月31日の日程は確保させて頂いて、資料を直前ではなく、考えて頂く時間も必要ですので、何日前とは言えないが、極力みなさんがきちんと読んでお考えになれるような期間を空けて、その前に郵送できるように取り組みたい。

それから、10月31日以降の日程につきましては、難しいことがあるかもしれませんが考えさせて欲しい。強制終了のようなことはしない。しかし何回もというのは勘弁してもらいたい。まだまだたくさん意見があるとするれば、紙に書いて出して頂き、皆さんで共有して、それに対する意見を頂き、効率よく意見のとりまとめに向けていけるような工夫を取らせて頂きますので、よろしく願いいたします。

【委員長】 相談なんですけど、次回、今日よりもっとたくさんの委員から、たたき台のここを訂正した方が良いのではないかとといった意見が出ると思うが、それらの意見を当日に皆さんがお持ちになりますと、今日と同じようなことになってしまう。事務局もゼロの状態から聞かなければならない。だから意見がある委員については、紙などに書いて1週間ぐらい前に事務局に出して、事務局の方もそれを見て、10月31日に、その回答を持つようにしないと、同じようことになる。

事務局に負担をかけてしまうが、そういうようなことを検討して頂きたい。

【岡崎部長】 現在、子ども・子育て会議も同時進行で開催しており、その日程も9月下旬、10月下旬となっており、そちらの方も膨大な資料をつくりながら進めていることもあり、期限については委員長がおっしゃったとおりにはできるかどうか分かりませんが、私どもの方もその辺は努力させていただきますので、できる限り早く頂きながら、こなせるところはこなして、まとめて、また提案するという事はやってみたいと思いますので、皆様もできる限り早く提出して頂きたい。

【委員長】 よろしく願いしたい。

その他で何かありますか。

ないようなので、次回日程について事務局お願いいたします。

【事務局】 次回第19回の検討委員会につきましては、既に皆様にお伝えしておりますとおり、10月31日（金）の18時30分から、総合保健センター2階健康教育室で行う予定です。

会議開催につきましては、後日事務局より正式に案内をさせていただきますので、それを確認していただき、お間違えのないようお願いいたします。

5 閉会

【委員長】 以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。